

宅地防災工事等資金融資の拡充

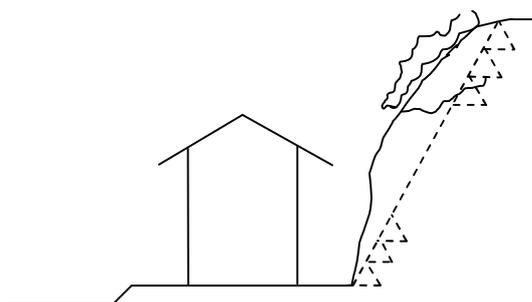
■ 切土法面等を対象へ

宅地防災工事等資金融資制度は、宅地造成に伴うことを前提としていることから自然崖は対象外としています。

しかし、下図のような法面が崩壊した場合は

切土法面とみなして、復旧工事の融資の対象とします。

イメージ図



主な要件

- ・ 家屋の敷地と法面は同一所有者であること
- ・ 復旧にあたっては、技術的基準に基づくこと
擁壁、法面保護、排水等が対象

■ 崩壊箇所への減災工事融資の適用

石積み等の崩壊については、将来に渡って宅地の安全を確保することを目的として、技術的基準に基づく復旧工事を融資の対象としています。

しかし、下図のような石積みの崩壊については、崩壊箇所とあわせて全面的に減災工事を行う場合は

減災工事として融資の対象とします。

イメージ図

例：空積みの石積み

